



令和 4 年 9 月 28 日

事 業 者 殿

一般社団法人 宇都宮労働基準協会 会長



「粉じん作業に係る特別教育」の実施について

本年度も標記の特別教育を下記のとおり実施することといたしました。

関係法令により、屋内での金属の研磨・バリ取り・鋳物作業等の特定粉じん作業については、局所排気装置の設置やじん肺健康診断の実施、防じんマスクの着用が義務付けられていますが、平成 24 年 4 月 1 日からは、屋外での金属アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業でも、じん肺健康診断の実施、防じんマスクの着用が必要となっています(なお、令和 3 年 4 月 1 日からは、屋内の金属アーク溶接作業で発生するヒュームが特定化学物質の対象となり、全体換気・濃度測定の実施、特定化学物質等作業主任者の選任、6 か月以内毎の特殊健診の実施、有効な呼吸用保護具の装着が必要となりました)。つきましては、「特定粉じん作業」を有する事業場をはじめ、粉じん作業に従事している多くの従業員が受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 開催日時 令和 4 年 12 月 8 日(木) 午前 9 時 15 分受付開始 講習時間 9 : 35~16 : 10 予定
- 2 会 場 栃木県護国会館 (宇都宮市陽西町 1-37 電話 028-622-3180)
※ 希望者には案内図を配布します。
3. 受講料 受講料 9,075 円 (税込)、テキスト代 880 円 (税込)、合計 9,955 円
当協会会員 5,775 円 (税込)、テキスト代 880 円 (税込)、合計 6,655 円

(注) 教育開催日 1 週間以内のキャンセルによる受講料は原則としてお返しいたしません。

(昼食は各自弁当をご持参下さい。)

- 4 申込方法 一般社団法人宇都宮労働基準協会(宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 4F 電話 028-633-4133 FAX 028-633-8507)へ別紙申込書にて FAX 送信で予約の上、受講料を添えてお申し込み下さい(現金持参・現金書留・口座振込など)。口座振込の場合;栃木銀行・本店・普通預金・口座番号 2787331・一般社団法人宇都宮労働基準協会(振込手数料はご負担ください。)。受講当日の入金はご遠慮下さい。
- 5 申込締切 令和 4 年 11 月 25 日(金) (定員 32 名になり次第締切りとなります)
- 6 その他 ①申込書の受講者氏名は楷書で、略字を使わず正確に記入してください。
②受講対象者は、常時「特定粉じん作業」に係る業務(裏面の粉じん障害防止規則 別表第 2 に掲げる作業)に従事する労働者ですが、別表 1 の粉じん作業に従事する労働者も受講できます。 ③全科目を受講した方には、修了証を交付いたします。
④修了証とは別に、希望者には 550 円で名刺サイズの「修了証明書」を発行いたします。受講申請時にお申し出ください。以前受講した他の教育(当協会実施に限る)を含めて統合できます。⑤受講当日は、受講票と筆記用具をご用意ください。

*当協会では新型コロナウイルス対策として入り口に消毒液を設置し、会場の扉は開放し、座席は千鳥状に離して配置する等 3 密防止に努めます。受講者の方々はマスク着用のうえ受講下さい。

粉じん作業特別教育受講申込書

【FAX;028-633-8507】

令和4年 月 日

一般社団法人 宇都宮労働基準協会長 殿

下記の者について受講を申し込みます。(受講 No.右欄○印の者は修了証明書の発行希望)

事業場名			
所在地	〒 —		
電話・FAX	電話;	FAX;	
担当者職氏名			
事業の種類	製造業(製造)・鉱業・建設業・その他()		
受講者No. (主催者が記入)	修了証明書 を希望	受講者氏名(ふりがな) 生年月日(昭和・平成)	住所
No.		() 昭・平 年 月 日	〒 —
No.		() 昭・平 年 月 日	〒 —

キリトリセン

粉じん作業特別教育受講票

第 号 _____ 殿

第 号 _____ 殿

【日時】 令和4年12月8日の1日間
9時15分受付開始、9時35分講習開始

【会場】 栃木県護国会館
宇都宮市陽西町1-37
(028-622-3180)

一般社団法人 宇都宮労働基準協会

領収証

令和4年 月 日

_____ 殿

金 _____ 円也

但し、粉じん作業特別教育受講料 名分
(テキスト代を含む)

【修了証明書 名分含む・含まない】

上記の金額正に領収いたしました。

宇都宮市築瀬町1958-1

(一社) 宇都宮労働基準協会長

【受講料納付の方法】 現金持参・現金書留・口座振込 ○で囲ってください。

(納付予定月日 月 日 ; 申込み締切日 (11月25日まで) お願いします)

【「粉じん障害防止規則別表第1」に掲げる粉じん作業】

- 1 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く）。
ただし、次に掲げる作業を除く。イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐（しすい）する場所における作業
ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業
- 1の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業
- 2 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（3号、3号の2、9号、18号に掲げる作業を除く）
- 3 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるい分け、積み込み、積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く）
ただし、次に掲げる作業を除く。イ 湿潤な鉱物等を積み込み、積み卸す場所における作業
ロ 水の中で破碎し、粉碎し、ふるい分けする場所における作業
- 3の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、積み卸す場所における作業
- 4 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。
- 5 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く）。
- 5の2 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- 5号の3 坑内であって、第1号～3号の2、5号、5号の2に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、堆積した機械設備・電気設備を移設し、撤去し、点検し、補修する作業
- 6 岩石・鉱物を裁断し、彫り、仕上げする場所における作業（第13号に作業を除く）。ただし、火炎を用いて裁断し、仕上げする場所における作業を除く。
- 7 研磨材の吹付により研磨し、研磨材を用いて動力により岩石、鉱物、金属を裁断する場所における作業（6号に掲げる作業を除く）
- 8 鉱物等、炭素原料、アルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、ふるい分けする場所における作業（第3号、15号、19号の作業を除く）ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、ふるい分けする場所における作業を除く。
- 9 セメント、フライアッシュ、粉状の鉱物・炭素原料・炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、積み卸す場所における作業（第3号、3号の2、16号、18号の作業を除く）
- 10 粉状のアルミニウム・酸化チタンを袋詰めする場所における作業
- 11 粉状の鉱物・炭素原料を原料・材料として使用する物を製造し、加工する工程において、粉状の鉱物・炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、散布する場所における作業（第12～14号に掲げる作業を除く）
- 12 ガラス・ほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業・調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
- 13 陶磁器・耐火物・珪藻土製品・研磨材を製造する工程において、原料を混合し、成形し、原料・半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、半製品・製品を台車から積み卸し、仕上げし、荷造りする場所における作業。
ただし、次に掲げる作業を除く。イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、製品荷造りする場所における作業。
ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
- 14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、成形し、半製品を炉詰めし、半製品・製品を炉出しし、仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

- 15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落とすし、砂を再生し、砂を混練し、鋳
ばり等を削り取る場所における作業（第7号に掲げる作業を除く）。ただし、水の中で砂を再生する場所における
作業を除く。
- 16 鋳物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鋳物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、かき集める作
業
- 17 金属その他無機物を製錬し、溶融する工程において、土石・鋳物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、鋳込みす
る場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、金型に鋳込みする場所における作業を除く。
- 18 粉状の鋳物を燃焼する工程・金属その他無機物を製錬し、溶融する工程において、炉・煙道・煙突等に付着し、堆積
した鋳さい・灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、容器に入れる作業
- 19 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、修理し、耐火物を用いた窯、炉等を解体し、破碎する作業
- 20 屋内、坑内、タンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アークを用いてガウジングする作業
- 20の2 金属をアーク溶接する作業
- 21 金属を溶射する場所における作業
- 22 染土の付着した藁草（いぐさ）を庫入れし、庫出しし、選別調整し、製織する場所における作業
- 23 長大ずい道（じん肺施行規則別表第3第17号の長大ずい道をいう）の内部のホッパー車からバラストを取り卸し、
マルチプルタイタンパーにより道床を付き固める場所における作業

【「粉じん障害防止規則別表第2」に掲げる特定粉じん作業（主要なもの）】

- 1 坑内の鋳物等を動力により掘削する箇所
- 2 坑内の鋳物等を動力により破碎、粉碎、ふるいわける作業
- 5 屋内の、岩石又は鋳物を動力により裁断し、彫り、仕上げする作業
- 6 屋内の、研ま材の吹き付けにより、研まし、又は岩石・鋳物を彫る作業
- 7 屋内の、研ま材を用いて動力により、岩石・鋳物・金属を研まし、ばり取りし・金属を裁断する作業
- 8 屋内の、鋳物等、炭素原料またアルミニウムはくを動力により、破碎し、粉碎し、ふるいわける作業
- 9 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鋳石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム、酸化チタ
ンを袋詰めする作業
- 10 屋内の粉状の鋳石、炭素原料、これらを含む物を混合し、混入し、散布する作業
- 11 屋内の、原料（粉状鋳石、炭素原料、ガラス・ほうろう原料、陶磁器・耐火物・けいそう土・研ま材
等）を混合する作業
- 12 屋内の、耐火レンガ・タイル原料を動力により成形する作業
- 13 陶磁器、耐火物、珪藻土製品、研磨材を製造する工程及び炭素製品を製造する工程において、屋内の、
半製品・製品を動力（手持ち式動力工具によるものを除く）により仕上げする作業
- 14 鋳物業の各業務
- 15 屋内の、手持式溶射機を用いなくて金属を溶射する作業

（注）上記作業の番号は、粉じん障害防止規則別表第2の各番号であり、代表的なものを記した。